

平成23年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果について

平成24年3月29日
熊本県健康づくり推進課

1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。
なお、本調査は平成22年度より実施しているものである。

- (1) 回答数
県内市町村(45市町村)、回答率100%
- (2) 調査期日
平成23年11月1日現在

2. 結果概要

問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか？

○全市町村が知っている。【45市町村 100%】

参考：平成22年度周知率は100%であり、周知率は維持している。

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	45	0	45
割合	100.0	0.0	100.0

問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」をご存じですか？

○全市町村が知っている。【45市町村 100%】

参考：平成22年度周知率は91.1%であり、周知率は上昇している。

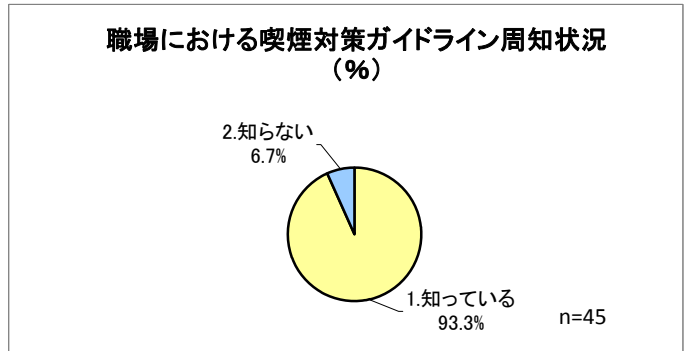
	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	45	0	45
割合	100.0	0.0	100.0

問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

○市町村の9割以上が知っている。【42市町村 93.3%】

参考：平成22年度周知率は84.4%であり、周知率は上昇している。

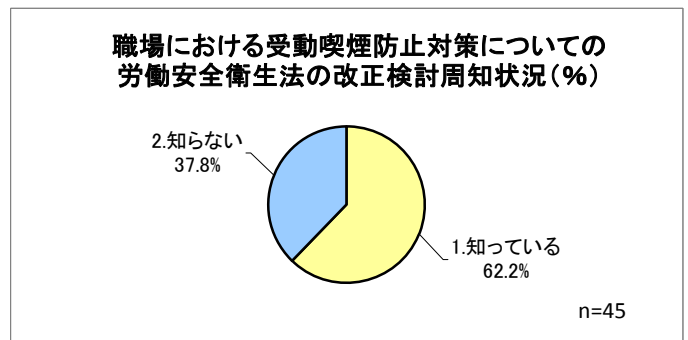
	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	42	3	45
割合	93.3	6.7	100.0



問4. 職場における受動喫煙防止対策について、労働安全衛生法の改正が検討されていることをご存じですか？

○市町村の6割以上が知っている。【28市町村 62.2%】

	1.知っている	2.知らない	総数
市町村数	28	17	45
割合	62.2	37.8	100.0



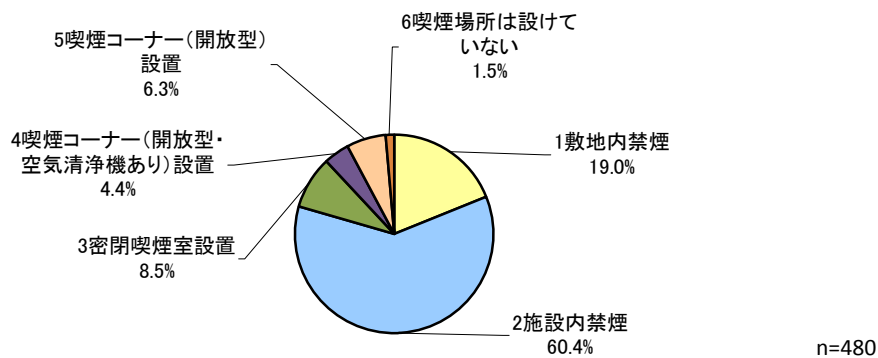
問5. 貴市町村の所管される施設(庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

○市町村官公庁施設(庁舎・支所・出張所)において、禁煙・完全分煙※を実施している施設は87.9%(422/480施設)である。

参考:平成22年度市町村官公庁施設における禁煙・完全分煙※実施率は85.5%(385/450施設)であり、実施率は上昇している。 ※禁煙・完全分煙 : 敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置をしている施設

施設種別	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 喫煙室(換気扇等がない)設置	4 喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	5 喫煙コーナー(開放型)設置	6 喫煙場所は設けていない(禁煙時間を設定されていないものも含む)	7 無回答	施設総数
官公庁施設(庁舎・支所・出張所)	91	290	41	21	30	7	0	480
割合(%)	19.0	60.4	8.5	4.4	6.3	1.5	0.0	100.0
体育館	31	209	0	2	24	9	0	275
割合(%)	11.3	76.0	0.0	0.7	8.7	3.3	0.0	100.0
観覧場(野球場)	0	7	0	0	14	39	0	60
割合(%)	0.0	11.7	0.0	0.0	23.3	65.0	0.0	100.0
集会場(公民館)	11	174	7	4	39	188	0	423
割合(%)	2.6	41.1	1.7	0.9	9.2	44.4	0.0	100.0
市町村施設合計	133	680	48	27	107	243	0	1238
割合(%)	10.7	54.9	3.9	2.2	8.6	19.6	0.0	100.0

市町村官公庁施設における禁煙及び分煙状況(%)



問6. 上記問5で2~6の施設(敷地内禁煙を実施していない施設のある45市町村)がある場合にお答えください。今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、禁煙・完全分煙に取り組む市町村は、71.1%(32市町村)である。

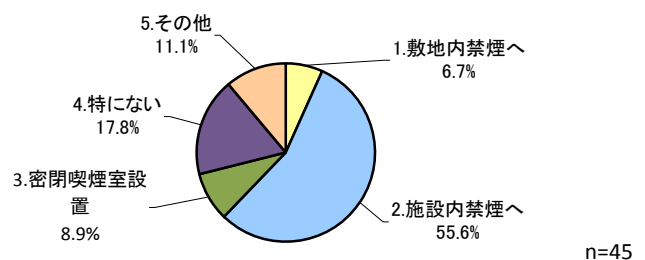
なお、特になし・その他と回答した市町村のうち、現在すでに市町村官公庁施設で施設内禁煙以上の取組みを行っている所が5市町村ある。

参考:平成22年度における今後、禁煙・完全分煙に取り組む市町村率は71.1%であり、状況維持している。

	市町村数	割合
1.敷地内禁煙へ	3	6.7
2.施設内禁煙へ	25	55.6
3.密閉喫煙室設置へ	4	8.9
4.特になし	8	17.8
5.その他	5	11.1
無回答	0	0.0
合計	45	100.0

32市町村 (71.1%)

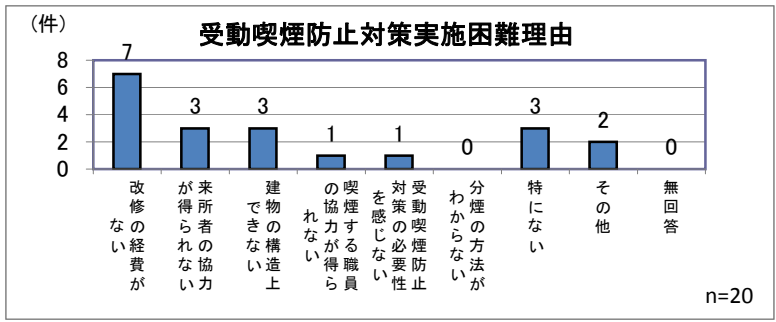
今後取り組む受動喫煙防止対策(%)



問7. 上記問6で4～5を選択(特にない・その他:13市町村)した場合にお答えください。
 受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、改修の費用がない(53.8%)、来所者の協力が得られない(23.1%)、建物の構造上できない(23.1%)である。

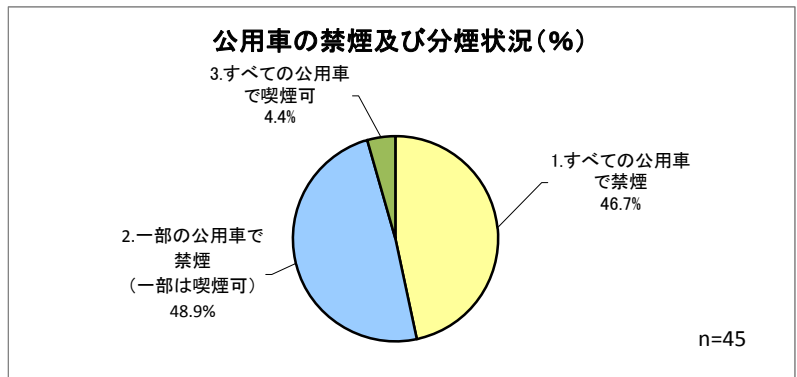
	件数	割合
改修の経費がない	7	53.8
来所者の協力が得られない	3	23.1
建物の構造上できない	3	23.1
喫煙する職員の協力が得られない	1	7.7
受動喫煙防止対策の必要性を感じない	1	7.7
分煙の方法がわからない	0	0.0
特にない	3	23.1
その他	2	15.4
無回答	0	0.0
(全体)	13	153.8



問8及び問9. 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無及び、所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○全市町村が公用車を所有しており、市町村本庁舎における公用車の禁煙及び喫煙の状況については、すべての公用車で禁煙(46.7%)、一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)(48.9%)、すべての公用車で喫煙可(4.4%)である。

	市町村数	割合
1.すべての公用車で禁煙	21	46.7
2.一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	22	48.9
3.すべての公用車で喫煙可	2	4.4
総数	45	100.0

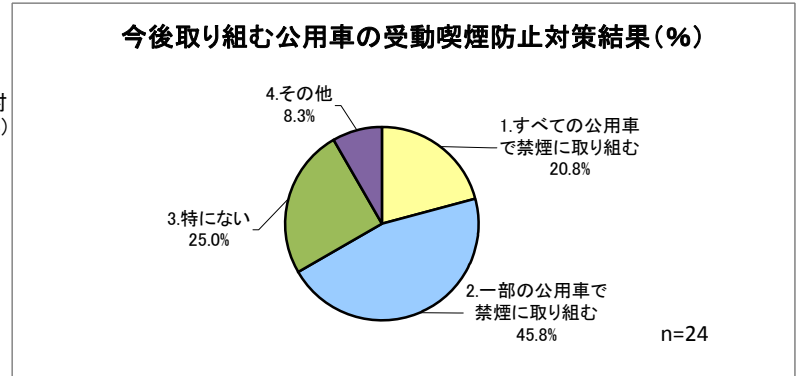


問10. 上記問9で、2～3を選択(一部もしくはすべての公用車で喫煙可:24市町村)した場合にお答えください。
 今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、公用車の禁煙対策に取り組む市町村は66.7%(16市町村)である。

	市町村数	割合
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	5	20.8
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	11	45.8
3.特にない	6	25.0
4.その他	2	8.3
総数	24	100.0

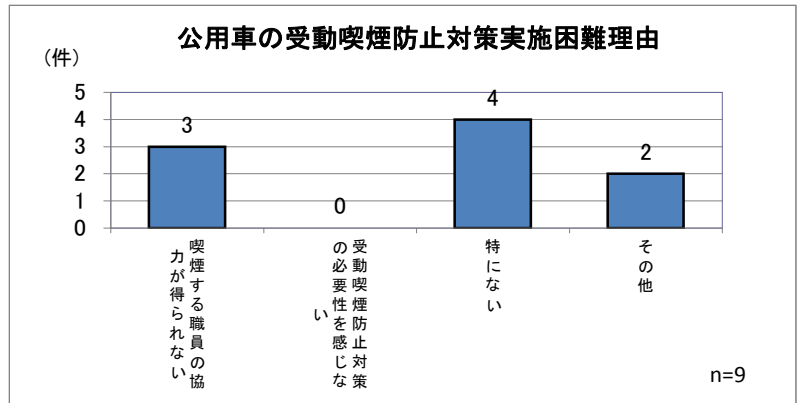
16市町村 (66.7%)



問11. 上記問10で3~4を選択(特にない・その他:8市町村)した場合にお答えください。
 公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○公用車の受動喫煙防止対策が困難な主な理由は、喫煙する職員の協力が得られない(37.5%)である。

	件数	割合
喫煙する職員の協力が得られない	3	37.5
受動喫煙防止対策の必要性を感じない	0	0.0
特にない	4	50.0
その他	2	25.0
(全体)	8	112.5



問12. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

- 施設内禁煙の取り組みには職員等の意識づけは得られている。公用車についての対策は未定。
- 施設内(屋内)での「禁煙」表示を徹底させる。
- 衛生委員会を設置し、禁煙の促進や敷地内禁煙について検討中。
- 早急に全ての公共施設に対して、施設内または敷地内禁煙に取り組む予定であったが、平成27年度に本庁舎が建築される予定であり、それと同時期に施設内または敷地内禁煙対策を施行する予定である。
- 市衛生(安全)委員会を定期的開催している。
- 庁舎内の執務室は禁煙としているが、これからの対策(庁舎・庁車)については今後の労働安全衛生委員会で協議していくことになる。
- 検診等による説明など。
- 市総括安全衛生委員会における検討。職員の健康相談会での禁煙サポート。ポスター・回覧等での啓発。
- 町安全衛生委員会で受動喫煙対策について協議。
- 庁内に換気扇のついた喫煙室を設置している。
- 庁舎に併設する喫煙室を設置し、分煙対策に取り組んでいる。
- 受動喫煙防止対策会議の開催、禁煙対策研修への参加。